

食安監発第1211001号
平成20年12月11日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

先般、東京検疫所において、東京港に到着した貨物（冷凍牛舌）において、20ヶ月齢以下と確認できる牛由来でない製品が混入されていることが確認されました。

現在、米国側に詳細な調査と再発防止措置の実施を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について、輸入手続きを保留するようお願いいたします。

記

出荷施設：スミスフィールド社グリーンベイ工場（施設番号562）